

かつお資源の実効ある管理措置の推進

政策提言先 水産庁

政策提言の要旨

- ◎ かつお資源の持続的利用に向けて、中西部太平洋熱帯域での各国のまき網漁船の漁獲量規制や隻数制限などの具体的措置を、我が国が率先して構築するよう提言します。
- ◎ かつお資源に関する科学的調査を強化し、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）が定める長期管理目標を、実効性のある水準まで引き上げるよう提言します。

【政策提言の具体的内容】

- ・ WCPFCの長期管理目標の次回見直し期限である2019年までに、現行の管理措置に加えて、自国船も含めたまき網漁船の漁獲量規制や隻数制限を率先して提案し構築すること
- ・ かつおの来遊等に関する科学的な調査を強化し、長期管理目標を、初期資源量（漁業が無いと仮定した場合の資源量）に対し、現行の50%から、我が国周辺への来遊量の回復が見込める60%まで引き上げること

【政策提言の理由】

- ・ 当県沿岸域では、県魚であるかつおの水揚げ量が長期的に減少しています。特に平成26年からの3年間は、過去最低水準の不漁であり、当県漁業に大きな影響を及ぼしております。この結果、この春には「高知カツオ県民会議」が発足するなど、かつお資源に関する県民の危機感が高まっています。
- ・ 太平洋熱帯域では、1999年に169隻であったまき網漁船が、2015年には281隻にまで増加しており、この間、まき網によるかつお漁獲量が69万トンから142万トンにまで急増しました。この漁獲量の急増が、我が国周辺におけるかつおの不漁の原因と考えられています。
- ・ 平成28年度の年次会合時点で合意されているWCPFCの管理措置は、集魚装置を利用した操業の規制のみであり、具体的な漁獲量規制や隻数制限を伴わなければ実効性が薄いと考えられます。また、同じく合意された長期管理目標は、初期資源量の50%であり、我が国周辺への来遊が見込める60%まで引き上げる必要がありますが、諸外国を説得するためには科学的な根拠が不可欠であり、そのための調査を緊急に強化する必要があります。
- ・ 当県水産試験場の把握するデータの提供や、浮き魚礁を活用したデータの収集などについても積極的に取り組んでいくとともに、本年度予定されている熱帯・亜熱帯域でのかつお資源の調査に、当県としても参画し協力してまいります。

【高知県担当課】水産振興部 漁業振興課